

# 簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり参加表明書及び技術提案書の提出を招請します。

令和6年4月5日

名古屋高速道路公社  
理事長 松井 圭介

## 1 業務概要

- (1) 業務名 令和6年度名古屋高速道路の利便性向上検討業務委託
- (2) 業務内容 本業務は、過年度までの名古屋高速道路の利便性向上に係る検討成果を踏まえ、交通課題等によって抽出した各課題エリアに対する利便性向上案について、関連事業や周辺事業との整合性を検証しつつ、具体化に向けて引き続き検討するものである。
- また、自動運転技術や各種情報通信技術等の急速な進展を踏まえ、自動運転社会の実現に向けて名古屋高速道路がインフラ空間として貢献するため、高速道路サービスのあり方等を、実証実験を含め、将来的に残存する課題や顕在化が懸念される課題等に対する解決策を検討する。
- さらに、名古屋高速道路における将来構想事業の経済波及効果分析等を踏まえ、長期ビジョン及び中期経営計画を検討し、策定を支援する。
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和8年1月30日（金）まで
- (4) 本手続は、参加表明書及び技術提案書を同時に提出するものです。

## 2 応募要件

次に掲げる要件を満たしている者であること。

- (1) 次のア～オに掲げる要件を満たしている単体企業又はカ～ケに掲げる要件を満たしている設計共同体であること。
- ア 工事等請負業者の決定等に関する細則（平成9年名古屋高速道路公社細則第3号）第3条の規定に該当しない者であること。
- イ 参加表明書及び技術提案書（以下「参加表明書等」という。）の提出日から契約締結までの期間において、名古屋高速道路公社（以下「公社」という。）が行う契約からの暴力団排除に関する合意書（平成19年7月2日付け名古屋高速道路公社総務部長・愛知県警察本部刑事部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- ウ 令和6・7年度の一般競争有資格業者の決定を建設コンサルタント（道路）で受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てが

なされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、公社が別に定める手続に基づく一般競争有資格業者の再認定を受けていること。)

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

オ 参加表明書等の提出日から契約締結するまでの期間において、工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領（平成 9 年通達第 8 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

カ 設計共同体で参加する場合は、ア～オに掲げる要件を満たしている者により構成される設計共同体であること。

キ 構成員の分担業務が、業務の内容により当該業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

ク 設計共同体協定書は説明書別紙 1 に示された「令和 6 年度名古屋高速道路の利便性向上検討業務××・△△設計共同体協定書」によること。

ケ 設計共同体としての有効期間は、参加表明書の提出日から当該業務が完了する日までとする。

- (2) 平成 26 年度以降参加表明書提出日までに完了した公社又は他機関（首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、広島高速道路公社、福岡北九州高速道路公社、国土交通省、都道府県及び政令指定都市をいう。）が発注した同種業務の実績を有すること。設計共同体の場合は、構成員のいずれかが公社又は他機関が発注した同種業務の実績を有すること。なお、過去の設計共同体としての実績を用いる場合は、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務：高規格道路、高規格幹線道路又は地域高規格道路の整備効果\*に関する業務をいう。

※ 道路整備に伴う計画段階評価、新規事業採択時評価、整備効果に関する検討をいう。

なお、テクリスで業務内容が判断出来ない場合、内容が確認出来る業務計画書等の書類を提出すること。

- (3) 配置予定管理技術者については、以下に掲げるいずれかの資格を有すること。

- ① 技術士〔建設部門「道路」〕
- ② 技術士〔総合技術監理部門（建設－「道路」）〕
- ③ R C C M〔道路部門〕

- (4) 配置予定管理技術者は、(2) の実績を有すること。なお、業務実績は技術者として従事した実績であれば、従事した際の立場を問わない。

なお、詳細は入札説明書によります。

- (5) 配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中は、本業務の受注者と雇用関係があること。

### 3 手続等

(1) 担当部課

〒462-0844 名古屋市北区清水四丁目 17 番 30 号  
名古屋高速道路公社 総務部総務課 (契約担当)  
電話 0 5 2 - 9 1 9 - 5 6 4 2

(2) 参加表明書等の提出期間、方法

本入札に参加を希望する者は、次に従い、参加表明書等を提出して下さい。

ア 期 間 令和 6 年 4 月 5 日 (金) から令和 6 年 4 月 25 日 (木) までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前 1 0 時 0 0 分から午後 4 時 0 0 分まで

イ 方 法 3 (1) の公社総務課あて、「持参」又は「郵送 (書留郵便に限る。) 若しくは託送 (書留郵便と同等のものとする。) (以下「郵送等」という。) により送付 (必着) してください。

なお、郵送等の場合は提出期限前日の正午までに必着とします。

(3) 応募要件の確認結果は、令和 6 年 5 月 15 日 (水) までに通知します。

(4) 応募要件を満たしていないと認められた者に対する理由の説明

応募要件を満たしていないと認められた者は、理事長に対して理由について、次に従い、書面 (様式第 3) により説明を求めることができます。

ア 提出期限 令和 6 年 5 月 22 日 (水) 午後 4 時 0 0 分まで

イ 提出場所 公社総務課

ウ 提出方法 書面は持参又は郵送等により提出するものとし、電送によるものは受け付けません。なお、郵送等の場合は提出期限前日の正午までに必着とします。

理事長は、説明を求められたときは、令和 6 年 5 月 27 日 (月) までに説明を求めた者に対し書面により回答します。

(5) プレゼンテーションの実施

配置予定管理技術者の専門技術力の確認や業務への取り組み意欲等を確認するため、原則としてプレゼンテーションを実施するものとします。プレゼンテーションは提出された技術提案書の評価により、原則として上位 5 者をプレゼンテーション実施者として選定するものとします。ただし、第 5 位の者が同点の場合は 6 者以上のプレゼンテーション実施者を選定するものとします。プレゼンテーションは、業務実施体制 (様式第 2 の 4) に記載された配置予定管理技術者が行うものとします。プレゼンテーションの実施方法や日時等の詳細内容は、令和 6 年 5 月 15 日 (水) までに別途通知します。

プレゼンテーションでの聞き取り内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しません。

ア 技術者自身の業務実績について説明できない等自ら主体的に携わったことが認めら

れない

- イ 本業務の目的、内容又は技術提案の内容を理解していない
- (6) プレゼンテーション対象者に選定されなかった者（以下、「選定されなかった者」）に対する理由の説明
  - ア 選定されなかった者は、理事長に対して選定されなかった理由について、次に従い、書面（様式第4）により説明を求めることができます。
    - ①提出期限 令和6年5月22日（水）午後4時00分まで
    - ②提出場所 公社総務課
    - ③提出方法 3（4）ウに同じ
  - イ 理事長は、説明を求められたときは、令和6年5月27日（月）までに説明を求めた者に対し書面により回答します。
- (7) 技術提案書の特定等
  - ア 技術提案書が特定された者に対しては、令和6年5月29日（水）（予定）までに通知します。
  - イ 技術提案書が特定されなかった者に対しては、(7)アに掲げる日までに、特定されなかった旨とその理由を通知します。
- (8) 技術提案書が特定されなかった者（以下、「特定されなかった者」）に対する理由の説明
  - ア 特定されなかった者は、理事長に対して特定されなかった理由について、次に従い、書面（様式第5）により説明を求めることができます。
    - ①提出期限 令和6年6月5日（水）午後4時00分まで
    - ②提出場所 公社総務課
    - ③提出方法 3（4）ウに同じ
  - イ 理事長は、説明を求められたときは、令和6年6月10日（月）までに説明を求めた者に対し書面により回答します

#### 4 その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3（1）に同じ。
- (4) 詳細については説明書によります。
- (5) 留意事項  
審査に必要な書類は、入札説明書の内容を確認したうえで十分留意して提出してください。